

健康福祉委員会 令和5年5月26日
健康政策部 資料16番
所管 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけ変更（5類移行）について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の2類相当から5類へ位置づけが変更された。位置づけ変更における詳細は以下及び別紙のとおり。

1 位置づけ変更（5類移行）の具体的内容

(1) 患者等への対応 ※詳細は別紙参照

ア 公費支援

外来・入院共に、保険診療による自己負担が発生する。新型コロナ治療薬の公費負担は継続する。

イ 宿泊療養施設・高齢者等医療支援型施設等

隔離目的の宿泊療養施設は廃止し、対象を限定して一部施設は継続する。なお、原則自己負担あり。

ウ 相談体制

複数の相談窓口を統合し「東京都新型コロナ相談センター」が開設された。

(2) 医療提供体制 ※詳細は別紙参照

幅広い医療機関での新型コロナ患者受け入れ対応に移行。

(3) サーベイランス

感染者の全数把握から定点サーベイランスに移行し、インフルエンザ定点医療機関が、週次の外来患者数を保健所に報告する。

(4) 基本的な感染防止対策

引き続き効果的な換気や手洗いなどの手指衛生を推奨し、マスク着用は個人の判断に委ねる。

2 位置づけ変更（5類移行）に係る大田区保健所での対応

(1) 区民からの相談対応

大田区新型コロナ特設相談フリーダイヤルの継続（当面6月末まで）

【番号】0120-585-038 【対応時間】月曜～金曜 午前9時～午後5時

(2) 5月1日号区報1面に特集記事を掲載

(3) 区ホームページを大幅改訂し、区公式Twitterも活用して分かりやすく周知した。

(4) 区内医師会等の関係各所に対し、会議や通知等で情報共有を行い、移行後も継続して密に連携を図る。